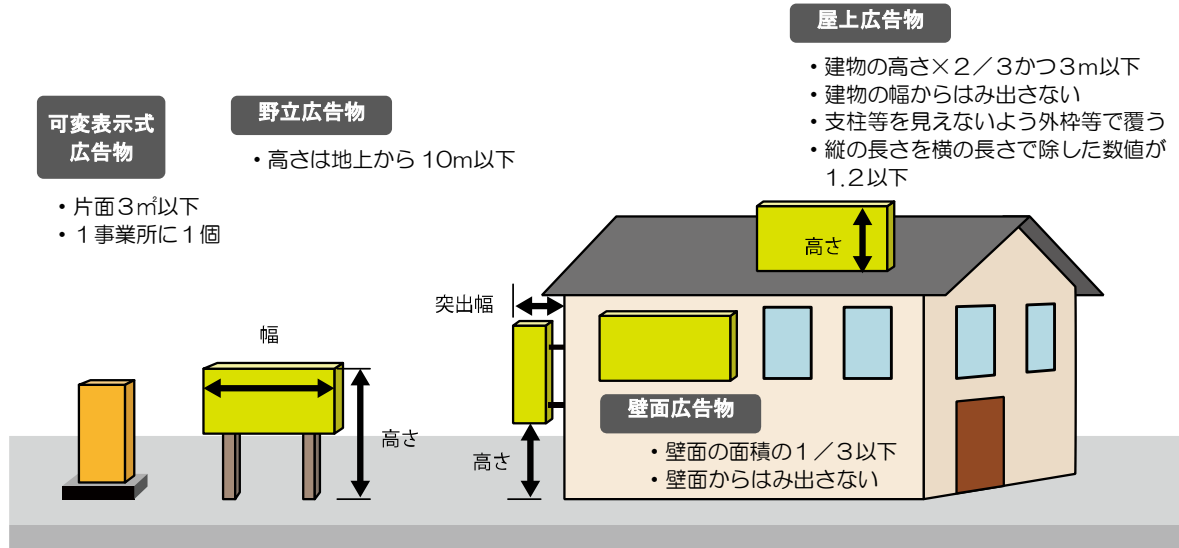


## 第2種禁止地域

### ■ 自家用広告物（合計が5㎡までの場合は許可不要）

自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下とします。



### 突出広告物

- ・突出幅は1.5m以下、道路上への突出幅は1m以下
- ・高さは壁面の上端を超えない
- ・道路上へ突出する場合、下端は地上から4.7m以上（歩道上2.7m以上）

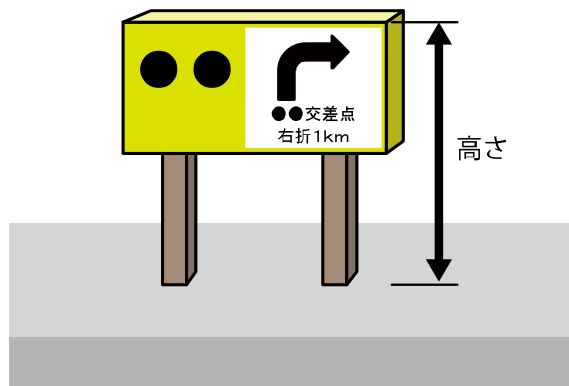
### ■ 非自家用広告物

非自家用広告物は設置できません。ただし、道標・案内図板は設置できます。

### ■ 道標・案内図板

#### 道標・案内図板

地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が 広告表示面積の40%以上であること



- ・表示面積は片面5㎡以下（2人以上の場合は8㎡以下）
- ・高さは地上から4.5m以下（指定道路沿線では路面から4.5m以下）
- ・同一広告主が複数設置する場合は、500m以上離すこと
- ・国道同士の交差点から30m以内は設置 できません